

協会役員

役職	氏名	勤務先名称	
会長 (代表理事)	吉村 真行	(株)吉村総合計画鑑定	
副会長 (代表理事)	杉浦 綾子	(株)フロネシス	
副会長	西川 和孝	成邦不動産鑑定(株)	
	宮達 隆行	(株)北海道アプレイザーズ・ファーム業務部	
	松本 忠人	国土総合研究所	
	浜田 哲司	一般財団法人日本不動産研究所本社事業部	
専務理事 (常勤)	清水 丞白	日本不動産鑑定士協会連合会	
常務理事	木野村 英六	(株)木野村不動産鑑定事務所	
	吉田 喜一	(有)吉田不動産鑑定事務所	
	鈴木 修	鈴木不動産鑑定事務所	
	増間 真一	増間不動産鑑定事務所	
	池田 守	三菱地所リアルエステートサービス(株)	
	金井 浩之	大和不動産鑑定(株)東京本社	
	木村 健一	一般財団法人日本不動産研究所本社事業部	
	小室 淳	日本ヴァリュアーズ(株)	
	佐藤 麗司朗	(有)つかさ不動産鑑定事務所	
	藤野 裕三	(株)谷澤総合鑑定所東京本社	
	岸本 卓也	こしわプレイス	
	樋沢 武司	(株)エーエムエス	
	村木 康弘	(有)村木アセット・コンサルタンツ	
	光岡 正史	本町不動産鑑定(株)	
	上河内 正和	上河内総合鑑定所	
	村上 幸二郎	(有)村上不動産鑑定士事務所	
	理事	村上 功英	(株)村上不動産鑑定
		浅井 康光	(株)みちのく鑑定事務所
		東野 成紀	東野不動産鑑定事務所
		小竹 潤	(株)都市不動産鑑定仙台支社
山陰 逸郎		エルグ不動産鑑定(株)	
月田 真吾		月田不動産鑑定事務所	
吉村 英博		(有)英不動産鑑定	
高橋 研二		中央総合鑑定所	
鈴木 健司		鈴木健司不動産鑑定士事務所	
前原 徹児		(有)前原不動産鑑定システム	
荒井 信宏		荒井不動産コンサルタント	
佐藤 元彦		総合財産鑑定	
坂本 圭一		坂本不動産鑑定事務所	
久保嶋 仁		(株)久保嶋不動産鑑定	
畔上 豊		畔上事務所	
水野 雅夫		(有)水野不動産鑑定士事務所	
藤川 泰史		(有)藤川不動産鑑定事務所	
小西 均		(有)小西不動産鑑定所	
山岸 範之		(株)R. E. Aヤマギシ事務所	
水野 隆吾		みずほ不動産鑑定事務所	
村井 秀樹		(株)村井不動産鑑定所	
安田 商基		(株)エステート・ラボ	
斧田 正長		オノダ土地評価サービス(株)	
浜本 博志		(株)アセッツ滋賀	
木田 洋二		京都不動産調査サービス	

	善本 かほり	(有)arec
	多田 敏章	(有)栄総合鑑定
	槇原 清一	(有)槇原不動産鑑定所
	小林 一三	小林一三不動産鑑定事務所
	向井 伸	一般財団法人日本不動産研究所鳥取支所
	宇野 栄	一般財団法人日本不動産研究所松江支所
	白神 学	白神不動産鑑定士事務所
	村永 朋	(株)進栄不動産鑑定
	寺井 博教	さくら鑑定所
	森脇 英正	(株)城東不動産鑑定
	鈴木 祐司	鈴木不動産鑑定事務所
	合田 英昭	(株)JBA不動産鑑定事務所
	原田 春芽	不動産鑑定士原田事務所
	石田 美紀子	新日本総合鑑定(株)
	後藤 修	イーピーエスam(株)
	荒川 千洋	荒川不動産鑑定士事務所
	塩本 一丸	地域鑑定コンサルタント
	坂本 圭	坂本不動産鑑定士事務所
	古清水 賢一	(株)鑑定ソリューション宮崎
	山口 幸太郎	(株)モリ不動産鑑定事務所
	高平 光一	ニライカナイ・アセッツ・コンサルティング(株)
監事	田上 克彦	(株)コスモ鑑定
	宮下 直樹	三菱UFJ信託銀行(株)
	森田 信彦	森田不動産鑑定事務所
	小見山 満	小見山公認会計士事務所
	依田 修一	田宮合同法律事務所

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会専務理事選考経過・任命理由

本法人の使命は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、併せて都道府県不動産鑑定士協会（以下「士協会」という。）及びその会員の指導、連絡調整の事務を行い、もって不動産鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資することにある。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、会務運営において、非常勤である会長を強力に補佐し、約5千名（業者含む。）を超える会員を組織的に管理すること、また、本法人と士協会を結ぶと共にその調整を図り、全国を統括する本法人の会務を円滑かつ着実に管理運営すること、加えて、会務運営に必要な情報等を収集のうえ、適切且つ有効に会務運営に反映させられる能力を有することが求められる。

専務理事の選考に当たっては、定款第29条第2項に基づき、理事会の議を経て、正会員及び特別会員の中から、清水丞自会員を選任したところである。

選任理由は、国土交通省の幹部職員として、組織管理、運営を行ってきた経験を有し、人格、見識ともに本法人の専務理事として申し分ないと認められること、また、本法人の課題に対して、迅速かつ適切な判断を下し、各課題・業務を適切に処理した実績から、専務理事として必要とされる能力、経験が証明されており、理事会において専務理事に相応しいと判断されたものである。特に、同人は、国土行政に通じており、本業界の展望、加えて各課題に係る将来展開の基本方針を立案できる高い能力を有するという強みをもっており、本法人の今後の運営に関して専務理事として欠かせない人材であると認められることによるものである。